

国家公安委員会・警察庁
新型インフルエンザ等対策行動計画

作成 平成25年10月10日

〔 改正 平成31年4月1日
令和4年4月1日 〕

国家公安委員会・警察庁

目 次

第1編	計画の目的及び実施に関する基本的な方針	1
第1章	計画の目的、構成等	1
第2章	実施に関する基本的な方針	2
第2編	新型インフルエンザ等の発生に備えた措置	4
第1章	警察庁が実施する事項	4
第1節	実施体制の整備	4
第2節	感染対策の準備	6
第3節	水際対策等に備えた管理者対策	7
第4節	多数死体取扱いに備えた措置	8
第2章	都道府県警察が実施する事項	10
第1節	実施体制の整備	10
第2節	感染対策の準備	12
第3節	水際対策等に備えた管理者対策	13
第4節	多数死体取扱いに備えた措置	14
第3編	新型インフルエンザ等の国外発生期における措置	15
第1章	警察庁が実施する事項	15
第1節	実施体制	15
第2節	感染対策	16
第3節	水際対策の支援	17
第4節	新型インフルエンザ等の発生に伴う関係法令違反の取締り	19
第2章	都道府県警察が実施する事項	21
第1節	実施体制	21
第2節	感染対策	21
第3節	水際対策の支援	22
第4節	関係法令違反の取締り	24
第4編	新型インフルエンザ等の国内発生早期における措置	26
第1章	警察庁が実施する事項	26
第1節	実施体制	26
第2節	感染対策	28
第3節	水際対策の支援	29
第4節	医療活動の支援	30
第5節	社会秩序の維持	31
第6節	新型インフルエンザ等緊急事態措置に対する支援等	32
第7節	重点的感染拡大防止策の支援	34

第2章	都道府県警察が実施する事項	35
第1節	実施体制	35
第2節	感染対策	36
第3節	水際対策の支援	38
第4節	医療活動の支援	39
第5節	社会秩序の維持	40
第6節	緊急事態措置に対する支援等	41
第7節	重点的感染拡大防止策の支援	42
第5編	新型インフルエンザ等の国内感染期における措置	43
第1章	警察庁が実施する事項	43
第1節	実施体制	43
第2節	感染対策	43
第3節	水際対策の支援	43
第4節	医療活動の支援	43
第5節	多数死体取扱いに当たっての措置	43
第6節	社会秩序の維持	43
第7節	緊急事態措置に対する支援等	43
第2章	都道府県警察が実施する事項	44
第1節	実施体制	44
第2節	感染対策	44
第3節	水際対策の支援	44
第4節	医療活動の支援	44
第5節	多数死体取扱いに当たっての措置	44
第6節	社会秩序の維持	44
第7節	緊急事態措置に対する支援等	44
第6編	小康期における措置	45
第1章	警察庁が実施する事項	45
第2章	都道府県警察が実施する事項	45
第7編	国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策	46
第1章	目的	46
第2章	国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対策	46
第1節	これまでに人への感染例のない鳥インフルエンザウイルスの人の発症が国外で認められた場合における措置	46
第2節	国内で鳥インフルエンザが人で発症した場合における措置	46
第3章	防疫措置の支援	47

第1節	警察庁が実施する事項	47
第2節	都道府県警察が実施する事項	48
第8編	国家公安委員会が実施する事項	49
	(別添) 「特定接種の対象となり得る警察職員等」	

第1編 計画の目的及び実施に関する基本的な方針

第1章 計画の目的、構成等

1 目的

この計画は、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザとは異なる、病原性が高い新型インフルエンザ又は同様に危険性のある新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的として制定された新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第6条に基づき作成された新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成25年6月7日。平成29年9月12日一部改正。以下「政府計画」という。）を踏まえ、国家公安委員会及び警察庁が、その所掌事務につき、新型インフルエンザ等の発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ定め、治安の確保に必要な警察活動を維持しつつ、各種混乱による不測の事態にも的確かつ迅速に対処することを目的とする。

2 用語の定義

この計画における用語の定義は次のとおり。

(1) 都道府県における発生段階

ア 地域未発生期 一つの都道府県につき、当該都道府県の区域内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態

イ 地域発生早期 一つの都道府県につき、当該都道府県の区域内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

ウ 地域感染期 一つの都道府県につき、当該都道府県の区域内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追うことができなくなった状態

(2) 国における発生段階

ア 国内発生早期 いずれかの都道府県が地域発生早期になった状態

イ 国内感染期 いずれかの都道府県が地域感染期となった状態

3 構成

この計画の構成は、政府計画の「未発生期」に対応するものとして第2編「新型インフルエンザ等の発生に備えた措置」を、政府計画の「海外発生期」に対応するものとして第3編「新型インフルエ

ンザ等の国外発生期における措置」を、政府計画の「国内発生早期」に対応するものとして第4編「新型インフルエンザ等の国内発生早期における措置」を、政府計画の「国内感染期」に対応するものとして第5編「新型インフルエンザ等の国内感染期における措置」を、政府計画の「小康期」に対応するものとして第6編「小康期における措置」を置き、各編において警察庁及び都道府県警察が実施する事項をそれぞれ定めるとともに、項目ごとに警察庁の主管部局を明記することとする。

また、鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合は、特措法の対象ではないが、政府計画において「国内外で鳥インフルエンザウイルスが人で発症した場合等の対策」が定められていることを踏まえ、関連する事案として第7編に対策を記載することとする。

さらに、第8編に国家公安委員会が実施する事項を定めることとする。

4 都道府県警察が実施する事項に関する記述

この計画中の都道府県警察が実施する事項に関する記述は、警察法（昭和29年法律第162号）第16条第2項の規定に基づき、警察庁長官（以下「長官」という。）が行う指揮監督によるものとして定めるものである。

第2章 実施に関する基本的な方針

この計画の実施に当たっては、警察庁各部門及び各都道府県警察が相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生時における治安の確保に万全を図るとともに、関係省庁、知事部局等の関係機関との積極的な協力により、政府計画、特措法第7条に基づき作成された都道府県行動計画等に基づく新型インフルエンザ等対策の推進に寄与するよう努める。

警察庁又は都道府県警察は、この計画の実施状況につき、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて、時機を逸することなく国家公安委員会又は都道府県公安委員会に報告し、所要の管理に服するとともに、国家公安委員会及び都道府県公安委員会を的確に補佐し、その権限に属させられた事務の迅速かつ適切な実施に努める。

また、新型インフルエンザ等のパンデミックにより不測の事態が生じた場合においても、国家公安委員会及び都道府県公安委員会における意思決定が円滑に行われるよう、事態の推移に応じて必要となる対応の手順及び内容について、あらかじめ準備をしておくものとする。

あわせて、都道府県公安委員会の行う許可等の行政事務を含め、継続の必要性の高い通常業務の業務継続のために必要な体制の確保に努める。

さらに、新型インフルエンザ等のパンデミックは、必ずしも予測されたように展開するものではなく、発生する事態も様々であると想定されることから、政府計画等についても随時最新の科学的な知見を取り入れ見直すこととされていることから、国家公安委員会及び警察庁としては、今後もこうした改定作業に参画するとともに、情勢の変化や政府計画等の改定等に対応して、この計画を適時適切に見直し、必要な修正を加える。

第2編 新型インフルエンザ等の発生に備えた措置

第1章 警察庁が実施する事項

第1節 実施体制の整備

第1 対処体制の整備等

1 対処体制の整備

警察庁は、新型インフルエンザ等の発生段階、発生状況に応じ、的確に対処するため、体制、職員の招集・参集基準等必要な事項をあらかじめ整備し、随時見直しを図る。〔警備運用部〕

2 関係機関等との連携

警察庁は、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素から、内閣官房新型インフルエンザ等対策室等の関係機関との連携を図る。〔警備運用部〕

第2 情報の収集・連絡体制の整備

1 情報収集の手段及び方法

警察庁は、新型インフルエンザ等に関する情報を的確に収集するため、新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議、関係省庁、関係機関及び都道府県警察との報告・連絡体制を整備する。その際、情報が迅速かつ正確に伝達されるようにするため、窓口担当課、担当者及び夜間における連絡手段等を明確にし、連絡担当者に周知徹底する。〔警備運用部〕

2 発生状況の把握と分析

警察庁は、新型インフルエンザ等の発生の疑いがある情報を入手した場合には、緊急事態における警察庁の組織に関する訓令（平成17年警察庁訓令第6号。）等（以下「訓令等」という。）に定める対策本部又は対策室（以下「警察庁対策本部等」という。）を設置するまでの間、別に定める警察庁新型インフルエンザ等対策委員会連絡室（以下「警察庁連絡室」という。）において情報を集約し、分析評価を行うとともに、都道府県警察及び関係機関に速報する。〔警備運用部〕

第3 広域的な応援体制の整備

警察庁は、新型インフルエンザ等の発生時において、各種混乱の防止等のため必要があると認められる場合に直ちに広域的に警察官等の派遣ができるよう、平素から都道府県警察における感染対策資機材等の整備状況の把握に努めるなど、応援体制の整備を図る。〔警備運用部〕

第4 業務継続に向けた措置

1 発生時に優先すべき業務の整理

(1) 優先順位の高い業務の選別

警察庁は、新型インフルエンザ等がまん延し、欠勤者が増加した場合であっても、治安維持機能を保持し続けるため、欠勤の状況に応じ、優先度の高い業務に職員を集中させるなどの措置が講じられるよう、業務継続計画を定める。〔企画課〕

(2) 都道府県警察における業務継続を確保するための措置

警察庁は、新型インフルエンザ等がまん延し、特定の都道府県警察において出勤可能な職員のみによる業務継続が困難になった場合の応援派遣の在り方等について、あらかじめ検討する。〔警備運用部〕

2 公共交通機関停止時に備えた庁舎利用

警察庁は、新型インフルエンザ等がまん延し、公共交通機関が停止した場合に備え、庁舎内において職員が一時的に休憩する場所を確保するための庁舎利用の規制について、あらかじめ検討する。〔会計課〕

3 備蓄食料の管理

警察庁は、新型インフルエンザ等がまん延し、食料の入手が困難となった場合に備え、備蓄食料の適切な管理を行う。〔会計課〕

第5 装備資機材に関する措置

1 装備資機材に関する情報提供

警察庁は、新型インフルエンザ等対策に資すると認められる装備資機材について、部局ごとに、都道府県警察による活動の参考となる情報の提供を行う。〔会計課〕

2 装備資機材の整備等

警察庁は、警察職員への感染対策等を的確に実施するため、新型インフルエンザ等の発生時に装備資機材を迅速に活用できるよう、部局ごとに、その配備状況を把握するなど適正な管理を図るとともに、必要な装備資機材の整備に努める。〔会計課〕

第6 情報通信の確保

1 通信に関する措置

警察庁は、警察通信施設の予防保全を徹底し、障害の発生を未然に防止するよう努める。

また、障害発生時においても早期に機能を復旧できるよう、平素

から職員に対する教養及び訓練の計画的な実施並びに保守用物品の適切な管理を図る。〔技術企画課・通信基盤課〕

2 情報管理に関する措置

警察庁は、新型インフルエンザ等が国内でまん延した場合においても各種情報管理システムを適切に運用するため、担当職員の不在に備えた定型的な業務の手順書の作成、各種情報管理システムの操作方法の教養等を推進する。

また、各種情報管理システムのうち、障害からの復旧に事業者等との協働が必要なものについては、新型インフルエンザ等がまん延した場合においても早期に障害から復旧できるよう、関係事業者等との連絡体制を整備するとともに、関係事業者等と連携した障害の対処体制の確保に努める。〔技術企画課・通信基盤課〕

第7 教養・訓練の実施

警察庁は、感染対策を始めとした新型インフルエンザ等に関する各種対処要領について、職員に対する教養を実施し、周知徹底を図る。

また、新型インフルエンザ等の発生を想定した情報伝達訓練、招集・参集訓練及び通信訓練を実施し、政府が主催する各種訓練に積極的に参画することにより、新型インフルエンザ等の発生時における対処能力の向上に努める。

訓練等を通じて課題が判明した場合は、対処要領の必要な修正を行う。〔警備運用部〕

第8 特定接種に向けた準備

警察庁は、特措法第28条の規定により行う予防接種（以下「特定接種」という。）が円滑に実施されるよう、接種場所及び接種順位をあらかじめ検討する。

特定接種の対象者となり得る警察職員等については、別添のとおりである。〔警備運用部・教養厚生課〕

第2節 感染対策の準備

第1 職員の感染対策

1 職員及びその家族に対する感染対策

警察庁は、感染対策のための基本的措置について、平素から具体的な措置内容を記載した資料を配布するなどにより、職員及びその家族に周知する。〔教養厚生課〕

2 職員に対する抗インフルエンザウイルス薬投与手順の確立

警察庁は、職員が新型インフルエンザ感染者及びその疑いがある者（以下「感染者等」という。）と濃厚接触した場合並びに感染者等と濃厚接触する可能性の高い業務に当たる場合において、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与が適切に実施されるよう、平素から、都道府県警察、医療機関及び地方公共団体の衛生主管部局との連携強化及び予防投与等に関する情報収集に努める。〔教養厚生課〕

3 職員発症時の対応要領の確立

警察庁は、あらかじめ、職員及びその家族が新型インフルエンザ等に感染した場合又は感染した疑いがある場合の報告・連絡体制を定める。

また、職員の新型インフルエンザ等の感染が確認された場合を想定し、平素から、勤務場所等の清掃及び消毒の方法並びに当該職員と接触した職員への対応要領を定める。〔教養厚生課〕

第2 留置施設における感染対策

警察庁は、新型インフルエンザ等の発生に備え、都道府県警察に対し、留置施設における感染対策等、必要な情報を提供する。〔総務課〕

第3 庁舎管理手順の確立

警察庁は、あらかじめ、新型インフルエンザ等の庁内での感染対策に必要な庁舎管理の手順を定める。〔会計課〕

第3節 水際対策等に備えた管理者対策

第1 水際対策に備えた管理者対策

1 国際海空港の関係機関に対する管理者対策

警察庁は、新型インフルエンザ等の国外発生時に発生国から多数の者が入国したことによる混乱や不測の事態の発生を防止するため、平素から、新型インフルエンザ等の発生国からの入国者に対する検疫の集約が検討されている9か所の国際海空港（成田、羽田、関西、中部及び福岡の5空港並びに横浜、神戸、関門及び博多の4港。以下「検疫集約港等」という。）を始めとした国際海空港の関係省庁に対し、国際海空港の管理者、乗入れ航空会社その他関係機関（以下「国際海空港管理者等」という。）に対する自主警備の強化、事故防止に必要な施設内の整理等に係る指導を行うよう要請する。

また、関係都道府県警察に対し、平素から国際海空港管理者等に自主警備の強化や施設内の整理等の実施を求める管理者対策を実施

するよう指示する。〔警備運用部〕

2 検疫所等の関係機関に対する管理者対策

警察庁は、新型インフルエンザ等の国外発生時に発生国からの入国者に対する検疫及び停留措置が実施されることに伴って、検疫所及び停留場所（以下「検疫所等」という。）並びにその周辺において混乱や不測の事態が発生することを防止するため、平素から、検疫所又は停留場所となる可能性のある施設を管轄する関係省庁に対し、検疫所等の管理者を始めとした関係機関に対する自主警備の強化、事故防止に必要な施設内の整理等に係る指導を行うよう要請する。

また、関係都道府県警察に対し、平素から検疫所等の管理者を始めとした関係機関に自主警備の強化や施設内の整理等の実施を求める管理者対策を実施するよう指示する。〔警備運用部〕

第2 医療活動に備えた管理者対策

警察庁は、新型インフルエンザ等の発生時に医療機関及び抗インフルエンザウイルス薬を処方する薬局（以下「医療機関等」という。）において混乱や不測の事態が発生することを防止するため、平素から、厚生労働省に対し、医療機関等に対する自主警備の強化、事故防止に必要な施設内の整理等に係る指導を行うよう要請する。

また、都道府県警察に対し、平素から医療機関等に自主警備や施設内の整理等の実施を求める管理者対策を実施するよう指示する。〔警備運用部〕

第3 感染者の密入国に対する警戒活動に備えた管理者対策

警察庁は、新型インフルエンザ等に感染している者の密入国に対する警戒活動の実施に備え、平素から、関係省庁に対し、国際海空港管理者等に警戒活動への協力等に関する指導を行うよう要請する。

また、都道府県警察に対し、平素から国際海空港管理者等に警戒活動への協力等に関する管理者対策を実施するよう指示する。〔外事情報部〕

第4節 多数死体取扱いに備えた措置

第1 多数死体取扱いに備えた医師及び死体取扱場所の確保に必要な措置

警察庁は、新型インフルエンザ等の国内発生時において多数の死体を取り扱わなければならない場合に備え、都道府県警察に対し、医師会、地方公共団体等と緊密な連携を図り、検視又は死体の調査

への立会いに当たる医師及び死体取扱場所を確保するよう指示する。

[刑事局]

第2 多数死体取扱手順の確立

警察庁は、新型インフルエンザ等の国内発生時において、多数の死体を取り扱わなければならない場合に備え、都道府県警察に対し、多数死体取扱訓練を実施するなど、多数死体取扱手順を確立するよう指示する。 [刑事局]

第2章 都道府県警察が実施する事項

第1節 実施体制の整備

第1 対処体制の整備

都道府県警察は、新型インフルエンザ等の発生に備え、総合力を発揮して対処し得る体制を構築するとともに、緊急時の職員の招集・参集基準、連絡手段等必要な事項を定め、随時見直しを図る。

[警備運用部]

第2 情報の収集・連絡体制の整備

1 情報収集の手段及び方法

都道府県警察は、新型インフルエンザ等に関する情報を的確に収集するため、警察庁、知事部局等関係機関との報告・連絡体制を整備する。その際、情報が迅速かつ正確に伝達されるようにするため、窓口担当課、担当者、夜間における連絡手段等を明確にし、連絡担当者に周知徹底する。[警備運用部]

2 発生状況の把握と分析

都道府県警察は、新型インフルエンザ等の発生の疑いがある情報を入手した場合には、警察庁へ報告するとともに、所要の体制を確立して、情報を集約し、分析評価を行い、関係機関に速報する。

[警備運用部]

第3 業務継続に向けた措置

1 優先順位の高い業務の選別

都道府県警察は、新型インフルエンザ等がまん延し、欠勤者が増加した場合であっても、治安維持機能を保持し続けるため、欠勤の状況に応じ、優先度の高い業務に職員を集中させるなどの措置が講じられるよう、業務継続計画を定める。[各部局]

2 公共交通機関停止時に備えた庁舎利用

都道府県警察は、新型インフルエンザ等がまん延し、公共交通機関が停止した場合に備え、庁舎内において職員が一時的に休憩する場所を確保するための庁舎利用の規制について、あらかじめ検討する。[会計課]

3 備蓄食料の管理

都道府県警察は、新型インフルエンザ等がまん延し、食料の入手が困難となった場合に備え、備蓄食料の適切な管理を図る。[会計課]

4 契約業者による食事の提供の停止時における被留置者の食事の確保

都道府県警察は、新型インフルエンザ等がまん延し、被留置者の食事について契約業者からの入手が困難となった場合に備え、被留置者の食事の入手手段の整備を図る。〔総務課〕

第4 装備資機材に関する措置

1 装備資機材の円滑な運用に向けた措置

都道府県警察は、新型インフルエンザ等対策に資すると認められる装備資機材が円滑に運用されるよう、装備資機材の性能、使用方法について、職員に対する指導・教養を推進する。〔会計課〕

2 装備資機材の整備等

都道府県警察は、警察職員への感染対策等を的確に実施するため、新型インフルエンザ等の国内発生時に装備資機材を迅速に活用できるよう、部門ごとに、その配備状況を把握するなど適正管理を図るとともに、必要な装備資機材の整備に努める。〔会計課〕

第5 情報通信の確保

1 通信に関する措置

都道府県警察は、国内で新型インフルエンザ等が発生した場合の通信の確保のため、各都道府県情報通信部と連携した対処体制を整備する。〔技術企画課・通信基盤課〕

2 情報管理に関する措置

都道府県警察は、新型インフルエンザ等が国内でまん延した場合においても各種情報管理システムを適切に運用するため、担当職員の不在に備えた定型的な業務の手順書の作成、各種情報管理システムの操作方法の教養等を推進する。

また、各種情報管理システムのうち、障害からの復旧に事業者等との協働が必要なものについては、新型インフルエンザ等がまん延した場合においても早期に障害から復旧できるよう、関係事業者等との連絡体制を整備するとともに、関係事業者等と連携した障害の対処体制の確保に努める。〔技術企画課・通信基盤課〕

第6 教養・訓練の実施

都道府県警察は、感染対策を始めとした新型インフルエンザ等に関する各種対処要領について、職員に対する教養を実施し、周知徹底を図るとともに、新型インフルエンザ等の発生を想定した情報伝達訓練、招集・参集訓練及び通信訓練を実施し、知事部局等が主催

する各種訓練に積極的に参画することにより、新型インフルエンザ等の発生時における対処能力の向上に努める。

また、訓練等を通じて課題が判明した場合は、対処要領の必要な修正を行う。〔警備運用部〕

第7 特定接種に向けた準備

都道府県警察は、特定接種が円滑に実施されるよう、接種場所及び接種順位をあらかじめ検討する。

また、特定接種の対象者となり得る警察職員等は、別添のとおりである。〔警備運用部・教養厚生課〕

第2節 感染対策の準備

第1 職員の感染対策

1 職員及びその家族に対する感染対策

都道府県警察は、感染対策のための基本的措置について、平素から具体的な措置内容を記載した資料を配布するなどにより、職員及びその家族に周知する。〔教養厚生課〕

2 職員に対する抗インフルエンザウイルス薬の投与手順の確立

都道府県警察は、職員が感染者等と濃厚接触した場合及び感染者等と濃厚接触する可能性の高い業務に当たる場合において、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与が適切に実施されるよう、平素から、医療機関及び地方公共団体の衛生主管部局との連携強化及び予防投与等に関する情報収集に努める。〔教養厚生課〕

3 職員発症時の対応要領の確立

都道府県警察は、あらかじめ、職員及びその家族が新型インフルエンザ等に感染した場合又は感染した疑いがある場合の報告・連絡体制を定める。

また、職員の新型インフルエンザ等の感染が確認された場合を想定し、平素から、勤務場所等の清掃及び消毒の方法並びに当該職員と接触した職員への対応要領を定める。〔教養厚生課〕

第2 留置施設における感染対策等

都道府県警察は、新型インフルエンザ等の発生時において、被留置者が感染者等となった場合の当該被留置者の診療及び隔離、勾留執行停止の要請等の措置、職員及び他の被留置者の健康診断並びに感染対策の対応方策について定める。

また、被留置者が感染者等となった場合に診療を要請する医療機関及び感染者となった被留置者の入院を要請する医療機関並びに入

院させるまでの間に隔離する場所をあらかじめ選定する。〔総務課〕

第3 庁舎管理手順の確立

都道府県警察は、あらかじめ、新型インフルエンザ等の庁内での感染対策に必要な庁舎管理の手順を定める。〔会計課〕

第3節 水際対策等に備えた管理者対策

第1 水際対策に備えた管理者対策

1 国際海空港における管理者対策

関係都道府県警察は、検疫集約港等を始めとした国際海空港における水際対策に伴う警戒活動の実施に備え、平素から国際海空港管理者等との連携を確認・強化する。

また、関係都道府県警察は、新型インフルエンザ等の国外発生時に発生国から多数の者が入国することによる混乱や不測の事態の発生を防止するため、平素から、国際海空港管理者等に対し、自主警備の強化、事故防止に必要な施設内の整理等に関する要請を行うなど、管理者対策を実施する。

さらに、関係都道府県警察は、大規模な混乱により不測の事態が発生するなど、検疫集約港等を始めとした国際海空港における警戒活動に当たり機動隊を運用する場合に備え、機動隊の支援活動計画を策定する。〔警備運用部〕

2 検疫所等における管理者対策

関係都道府県警察は、検疫所等及びその周辺における警戒活動の実施に備え、平素から検疫所等の管理者との連携を確認・強化する。

また、関係都道府県警察は、新型インフルエンザ等の国外発生時に発生国からの入国者に対する検疫及び停留措置が実施されることに伴って検疫所等及びその周辺において混乱や不測の事態が発生することを防止するため、平素から、検疫所等の管理者に対し、自主警備の強化、事故防止に必要な施設内の整理等に関する要請を行うなど、管理者対策を実施する。

さらに、関係都道府県警察は、大規模な混乱により不測の事態が発生するなど、検疫所等及びその周辺における警戒活動に当たり機動隊を運用する場合に備え、機動隊の支援活動計画を策定する。

〔警備運用部〕

第2 医療活動に備えた管理者対策

都道府県警察は、医療機関等における警戒活動の実施に備え、平素から医療機関等の経営者、施設管理者、その他の関係者（以下

「医療機関管理者等」という。)との連携を確認・強化する。

また、新型インフルエンザ等の発生時に医療機関等において混乱や不測の事態が発生することを防止するため、平素から、医療機関の管理者等に対し、自主警備の強化、事故防止に必要な施設内の整理等に関する要請を行うなど、管理者対策を実施する。

さらに、都道府県警察は、大規模な混乱により不測の事態が発生するなど、医療機関等における警戒活動に当たり機動隊を運用する場合に備え、機動隊の支援活動計画を策定する。〔警備運用部〕

第3 感染者の密入国に対する警戒活動に備えた管理者対策

都道府県警察は、新型インフルエンザ等に感染している者の密入国に対する警戒活動の実施に備え、平素から国際海空港管理者等や検疫所の管理者等との連携を確認・強化する。〔外事情報部〕

第4節 多数死体取扱いに備えた措置

第1 多数死体取扱いに備えた医師及び死体取扱場所の確保に必要な措置

都道府県警察は、新型インフルエンザ等の国内発生時において、多数の死体を取り扱わなければならない場合に備え、医師会、地方公共団体等と緊密な連携を図り、検視又は死体の調査への立会いに当たる医師及び死体取扱場所を確保する。〔刑事局〕

第2 多数死体取扱手順の確立

都道府県警察は、新型インフルエンザ等の国内発生時において、多数の死体を取り扱わなければならない場合に備え、多数死体取扱訓練を実施するなど多数死体取扱手順を確立する。〔刑事局〕

第3編 新型インフルエンザ等の国外発生期における措置

第1章 警察庁が実施する事項

第1節 実施体制

第1 対処体制の確立

警察庁は、新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを把握した場合には、以下の体制で事態への対処に当たる。

1 警察庁対策本部等の設置

(1) 新型インフルエンザ等が発生した場合

長官は、訓令等に定めるところにより、長官又は次長を長とする対策本部を設置する。その設置に当たっては、別に定める招集・参集基準により、要員に当たる職員を招集する。

また、警察庁は、特措法第15条に基づき設置される新型インフルエンザ等対策本部又は「緊急事態に対する政府の初動対処体制について」（平成15年11月21日閣議決定）等に基づき設置される官邸対策室又は官邸連絡室（以下「政府対策本部」と総称する。）を始めとする関係機関と緊密に連携する。〔警備運用部〕

(2) 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合

長官は、訓令等に定めるところにより、警備局長を長とする対策本部又は警備第二課長を長とする対策室を設置する。その設置に当たっては、別に定める招集・参集基準により、要員に当たる職員を招集する。

また、警察庁は、政府対策本部を始めとする関係機関と緊密に連携する。〔警備運用部〕

2 政府対策本部事務局への参集

警察庁は、政府対策本部が設置された場合には、必要に応じて所要の職員を政府対策本部事務局に参集させる。〔警備運用部〕

第2 情報の収集・連絡体制の整備

警察庁は、新型インフルエンザ等に関する情報を的確に収集するため、警察庁対策本部等において、関係省庁、関係機関及び都道府県警察から情報を収集・集約し、分析評価を行うとともに、都道府県警察及び関係機関に連絡する。〔警備運用部〕

第3 広域的な応援体制の運用

警察庁は、検疫集約港等を始めとした国際海空港及びその周辺の混乱を防止するため必要があると認められる場合には、速やかに感染予防資機材を整えて警察官等の派遣が行えるよう、都道府県警察

への指示及び連絡調整を図る。〔警備運用部〕

第4 装備資機材の活用

警察庁は、マスク等の確実な着装による感染対策の徹底を図るとともに、都道府県警察に対し、装備資機材を有効に活用した各種警戒活動の実施、感染対策資機材の確実な着装の徹底等を指示する。

また、感染対策資機材等が適切に活用されるよう、その配備状況を把握して当該資機材の柔軟な配備を行うとともに、必要に応じてその補充を図る。〔会計課・警備運用部〕

第5 情報通信の確保

1 通信の確保

警察庁は、警察通信施設を適切に運用するための体制を確保する。

また、機動警察通信隊の出動、通信資機材の支援等、都道府県警察が実施する検疫集約港等を始めとした国際海空港の警戒活動等に必要な通信の確保のための措置を講ずる。〔技術企画課・通信基盤課〕

2 情報管理機能の確保

警察庁は、各種情報管理システムを適切に運用するための体制を確保する。〔技術企画課・通信基盤課〕

第6 特定接種の実施

警察庁は、特定接種を行うことが決定された場合は、速やかに接種体制を構築し、特定接種を実施する。〔教養厚生課〕

第2節 感染対策

第1 職員の感染対策

1 職員及びその家族に対する感染対策の周知徹底

警察庁は、新型インフルエンザ等の感染対策のための基本的措置について、具体的な措置内容を記載した資料を配付するなどにより、職員及びその家族に対して感染対策を周知し、国内発生に備える。

また、都道府県警察に対し、感染対策に資する情報の提供を行う。〔教養厚生課〕

2 発生地域への海外渡航の中止

警察庁は、やむを得ない場合を除き、新型インフルエンザ等の発生国又は地域への、国の用務での職員の渡航を延期又は中止し、国の用務以外の目的での渡航の延期又は中止を要請する。〔企画課・人事課〕

3 海外出張中の職員の支援

警察庁は、新型インフルエンザ等の発生国若しくは地域又はその周辺国若しくは地域に出張中の職員の状況を確認するとともに、当該職員に新型インフルエンザ等の発生状況に関する情報を提供して注意喚起するなど、感染対策に必要な情報提供、助言その他の支援を行う。〔企画課〕

第2 留置施設における感染対策

警察庁は、発生状況に応じ、都道府県警察に対し、留置施設における感染対策に必要な情報を提供する。〔総務課〕

第3 その他

1 庁舎管理の手順の周知徹底

警察庁は、新型インフルエンザ等の庁内での感染対策に必要な庁舎管理の手順について、庁舎警備担当者への周知徹底を図る。〔会計課〕

2 感染対策に関する関係機関・団体への情報提供

警察庁は、関係機関・団体に対し、国外における新型インフルエンザ等の発生状況及び新型インフルエンザ等の感染対策に関する情報を提供し、新型インフルエンザ等の国内発生時に備えた対策の周知徹底を図る。〔教養厚生課〕

第3節 水際対策の支援

第1 国際海空港における警戒活動等

1 国際海空港における警戒活動

(1) 関係省庁に対する要請等

警察庁は、検疫集約港等を始めとした国際海空港において、発生国から在外邦人が多数帰国することに伴う混乱による不測の事態の発生を防止し、水際対策が円滑に行われるよう、関係省庁に対し、国際海空港管理者等に対する自主警備の強化、事故防止に必要な施設内の整理等に関する指導を行うよう要請する。

また、検疫集約港等を始めとした国際海空港における警戒活動を支援するため、関係省庁から入手した最新の情報を、関係都道府県警察に提供する。〔警備運用部〕

(2) 都道府県警察に対する警戒活動等の指示

警察庁は、不測の事態の発生を防止するなど必要があると認める場合には、関係都道府県警察に対し、感染対策を徹底した上で、機動隊の活用を含めた十分な対処体制を確立して警戒活動を行うよう指示する。〔警備運用部〕

(3) 都道府県公安委員会からの援助要求に伴う連絡調整

警察庁は、検疫集約港等を始めとした国際海空港及びその周辺において大規模な混乱が発生し、その警戒活動を実施するため都道府県公安委員会から他の都道府県警察に援助の要求が行われる場合には、都道府県警察への必要な指示及び連絡調整を行う。

[警備運用部]

2 国際海空港の周辺における交通規制

警察庁は、検疫集約港等を始めとした国際海空港の周辺における交通規制を行う必要があると認められるときは、円滑な交通規制の実施に必要な措置及びその際に講ずべき感染対策について、関係都道府県警察を指導する。

また、検疫集約港等を始めとした国際海空港の周辺における交通規制を支援するため、関係省庁と連携を図り、関係省庁から入手した情報を関係都道府県警察に提供する。[交通局]

第2 検疫所等における警戒活動等

1 検疫所等における警戒活動

(1) 関係省庁に対する要請等

警察庁は、検疫集約港等を始めとした国際海空港において、発生国からの入国者に対する検疫及び停留措置が実施されることに伴う混乱による不測の事態の発生を防止し、検疫及び停留措置が円滑に行われるよう、関係省庁に対し、関係機関に対する自主警備の強化、事故防止に必要な施設内の整理等に関する指導を行うよう要請する。

また、検疫所等及びその周辺における警戒活動を支援するため、関係省庁から入手した最新の情報を、必要に応じて関係都道府県警察に提供する。[警備運用部]

(2) 都道府県警察に対する警戒活動等の指示

警察庁は、不測の事態の発生を防止するなど必要があると認められる場合には、関係都道府県警察に対し、感染対策した上で、機動隊の活用を含めた十分な対処体制を確立して警戒活動を行うよう指示する。[警備運用部]

(3) 都道府県公安委員会からの援助要求に伴う連絡調整

警察庁は、検疫所等及びその周辺において大規模な混乱が発生し、その警戒活動を実施するため都道府県公安委員会から他の都道府県警察に援助の要求が行われる場合には、関係都道府県警察

への必要な指示及び連絡調整を行う。〔警備運用部〕

2 検疫所等の周辺における交通規制

警察庁は、検疫所等の周辺における交通規制を行う必要があると認められるときは、円滑な交通規制の実施に必要な措置及びその際に講ずべき感染対策について、関係都道府県警察を指導する。

また、検疫所等の周辺における交通規制を支援するため、関係省庁との連携体制を整備するとともに、関係省庁から入手した情報を関係都道府県警察に提供する。〔交通局〕

第3 感染者の密入国に対する警戒活動

1 関連情報収集の強化

国外において新型インフルエンザ等がまん延している場合は、新型インフルエンザ等に感染している者が密入国する可能性が高まることから、警察庁は、関係機関と連携を強化し、周辺国における新型インフルエンザ等のまん延に関する情報の収集に努めるとともに、当該情報を都道府県警察に提供する。

また、都道府県警察に対し、密入国事件を取り扱った際に把握した感染者等に関する情報の報告を求め、収集・集約した情報を関係機関に提供する。〔外事情報部〕

2 感染の疑いがある密入国者取扱時の留意事項の指示

警察庁は、都道府県警察に対し、感染の疑いがある密入国者を取り扱った場合には、検疫所、入国管理局その他の関係機関に速やかに通報するとともに、被疑者の隔離措置、医療機関での受診等まん延防止に努めるよう指示する。〔外事情報部〕

3 感染対策の徹底

警察庁は、密入国事件の取締りに当たる警察官の感染対策のため、関係機関と連携し、感染者等を取り扱う際の留意事項に関する情報を収集して当該情報を都道府県警察に提供するとともに、都道府県警察に対し、感染対策資機材の確実な着装等の感染対策の徹底を指示する。〔外事情報部〕

第4 検疫体制の縮小に伴う措置

警察庁は、政府対策本部において検疫体制の縮小が決定された場合は、当該情報を関係都道府県警察に提供するとともに、状況に応じた各種警戒活動等の縮小を指示する。〔警備運用部・交通局・外事情報部〕

第4節 新型インフルエンザ等の発生に伴う関係法令違反の取締り

警察庁は、検疫集約港等を始めとした国際海空港において検疫が強化される場合には、検疫所における新型インフルエンザ等に感染した疑いがある者等に係る検疫所長等に対する検査拒否・妨害等事犯、停留場所又は隔離場所からの逃走事犯、感染の疑いのある者等と診断した際の医師の届出義務違反等の新型インフルエンザ等の発生に伴う関係法令違反（以下「関係法令違反」という。）に関する情報を集約し、悪質な事犯に対しては取締りを徹底するよう、都道府県警察に指示する。〔生活安全局〕

第2章 都道府県警察が実施する事項

第1節 実施体制

第1 都道府県警察対策本部等の設置

都道府県警察は、新型インフルエンザ等が国外で発生した場合には、警察庁対策本部等及び知事部局等関係機関との連携を図り、事態を的確に把握して新型インフルエンザ等対策及び治安の維持を確保するため、新型インフルエンザ等のまん延状況、国際海空港・沿岸等の管内状況を勘案し、事態の進展に応じた連絡室、対策室又は対策本部（以下「都道府県警察対策本部等」という。）を設置する。
〔警備運用部〕

第2 情報の収集・連絡体制の確立

都道府県警察は、知事部局等から新型インフルエンザ等に関する情報を収集・集約し、分析評価を行うとともに、警察庁へ速報する。
〔警備運用部〕

第3 装備資機材の活用

都道府県警察は、装備資機材を有効活用した各種警戒活動の実施、感染対策資機材の確実な着装の徹底等による感染対策を図り、治安維持機能の保持を図る。

また、感染対策資機材等が適切に活用されるよう、その配備状況を把握し、必要な地域に当該資機材の柔軟な配備を行うとともに、必要に応じてその補充を図る。〔会計課・警備運用部〕

第4 情報通信の確保

1 通信の確保

都道府県警察は、各都道府県情報通信部と連携して通信の確保に努める。〔技術企画課・通信基盤課〕

2 情報管理機能の確保

都道府県警察は、各種情報管理システムを適切に運用するための体制を確保する。〔技術企画課・通信基盤課〕

第5 特定接種の実施

都道府県警察は、特定接種を行うことが決まった場合は、速やかに接種体制を構築し、特定接種を実施する。〔教養厚生課〕

第2節 感染対策

第1 職員の感染対策

1 職員及びその家族に対する感染対策の周知

都道府県警察は、国外で発生した新型インフルエンザ等の感染対

策のための基本的措置について、具体的な措置内容を記載した資料を配布するなどにより、職員及びその家族に対して周知し、国内発生時に備える。〔教養厚生課〕

2 発生地域への海外渡航の中止

都道府県警察は、やむを得ない場合を除き、発生国又は地域への、公務での職員の渡航を延期又は中止し、また、公務以外の目的での渡航を延期又は中止するよう、職員に対し、要請する。〔企画課・人事課〕

第2 留置施設における感染対策

都道府県警察は、国外における新型インフルエンザ等の発生状況に応じて、職員に対し、感染対策を周知する。

また、職員及び被留置者に対し、新型インフルエンザ等について啓発するとともに、手洗い及びうがいの習慣を身に付けるよう指導する。

さらに、留置開始時の健康状態についての事情聴取において、被留置者の海外渡航歴等の詳細な内容を聴き取るとともに、捜査部門から感染を疑わせる事情の有無に係る情報を入手する。感染が疑われる場合には、健康診断を受けさせるなど当該被留置者の健康状態の早期把握に努める。〔総務課〕

第3 その他

1 庁舎管理の手順の周知徹底

都道府県警察は、新型インフルエンザ等の庁内での感染対策に必要な庁舎管理の手順について、庁舎警備担当者への周知徹底を図る。〔会計課〕

2 感染対策に関する関係機関・団体への情報提供

都道府県警察は、関係機関・団体に対し、国外における新型インフルエンザ等の発生状況及び新型インフルエンザ等の感染対策に関する情報を提供し、新型インフルエンザ等の国内発生時に備えた対策の周知徹底を図る。〔教養厚生課〕

第3節 水際対策の支援

第1 国際海空港における警戒活動等

1 国際海空港における警戒活動

(1) 関係機関からの支援要請等に伴う警戒活動の実施

関係都道府県警察は、検疫集約港等を始めとした国際海空港において、発生国から外国人や在外邦人の多数が入国することに伴

う混乱による不測の事態の発生を防止し、水際対策が円滑に行われるよう、国際海空港管理者等に対し、自主警備の強化、事故防止に必要な施設内の整理等に関する要請を行うなど、管理者対策を徹底する。

また、警察庁からの指示や関係機関等から支援要請がある場合のほか、必要があると認められる場合には、水際対策の円滑な実施を確保するため、警察庁及び知事部局を始めとした関係機関と連携を図りつつ、感染対策を徹底した上で、警戒活動を行う。

[警備運用部]

(2) 機動隊の運用

関係都道府県警察は、大規模な混乱により不測の事態が発生するなど、検疫集約港等を始めとした国際海空港における警戒活動に当たり機動隊を運用する必要があると認められる場合には、支援活動計画に基づき、感染対策を徹底した上で、機動隊を集中運用する。 [警備運用部]

2 国際海空港の周辺における交通規制

関係都道府県警察は、検疫集約港等を始めとした国際海空港の周辺における交通規制を行う必要があると認められるときは、感染対策を徹底した上で、円滑な交通規制を実施する。 [交通局]

第2 検疫所等における警戒活動等

1 検疫所等における警戒活動

(1) 関係機関からの支援要請等に伴う警戒活動の実施

関係都道府県警察は、検疫集約港等を始めとした国際海空港において、発生国からの入国者に対する検疫及び停留措置が実施されることに伴う混乱による不測の事態の発生を防止し、検疫及び停留措置が円滑に行われるよう、検疫所等の管理者に対し、自主警備の強化、事故防止に必要な施設内の整理等に関する要請を行うなど、管理者対策を徹底する。

また、警察庁からの指示や検疫所等関係機関から支援要請がある場合のほか、必要があると認められる場合には、検疫等の円滑な実施を確保するため、警察庁及び知事部局等関係機関と報告、連絡調整及び連携を図りつつ、感染対策を徹底した上で、必要に応じた警戒活動を行う。 [警備運用部]

(2) 機動隊の運用

関係都道府県警察は、大規模な混乱により不測の事態が発生す

るなど、検疫所等及びその周辺における警戒活動を行うに当たり機動隊を運用する必要があると認められる場合には、その支援活動計画を策定し、感染対策を徹底した上で、機動隊を集中運用する。〔警備運用部〕

2 検疫所等の周辺における交通規制

関係都道府県警察は、検疫所等の周辺における交通規制を行う必要があると認められるときは、感染対策を徹底した上で、円滑な交通規制を実施する。〔交通局〕

第3 感染者の密入国に対する警戒活動

1 沿岸警備の強化

都道府県警察は、船舶を利用した感染者の密入国を防止するため、関係機関との連携を強化し、感染対策を徹底した上で、不審船や密入国者の取締りに当たるとともに、沿岸部におけるパトロール、検問等の警戒活動を強化する。〔外事情報部〕

2 関係機関との情報の共有化

都道府県警察は、密入国事件を取り扱った際に把握した感染者等に関する情報を関係機関に提供するなどにより、感染者の密入国に関する情報の共有化に努める。〔外事情報部〕

3 密入国事件取扱時における留意事項

都道府県警察は、密入国者の取締りに当たり、密入国者の居住地、海外渡航歴、供述内容等から感染の有無を調査するほか、感染者等であることが確認された場合には、検疫所、入国管理局その他の関係機関に速やかに通報し、協力してまん延防止に必要な対応を行う。

また、検疫を受けていない発生国又は地域からの密入国者を取り扱う際は、感染対策を徹底した上で、業務に当たる。〔外事情報部〕

第4 検疫体制の縮小に伴う措置

都道府県警察は、検疫体制が縮小される場合は、その状況に応じ各種警戒活動等を縮小する。〔警備運用部・交通局・外事情報部〕

第4節 関係法令違反の取締り等

第1 検疫所との連携体制の構築

都道府県警察は、検疫集約港等を始めとした国際海空港において検疫が強化される場合に発生が予想される、新型インフルエンザ等に感染した疑いがある者等に係る検疫所長等に対する検査拒否・妨害等事犯、停留場所又は隔離場所からの逃走事犯等に備え、検疫所

等との連携体制を構築する。〔生活安全局・警備運用部〕

第2 関係法令違反の取締り

都道府県警察は、検疫集約港等を始めとした国際海空港において検疫が強化される場合には、知事部局と連携して、管轄する検疫所における新型インフルエンザ等に感染した疑いがある者等に係る検疫所長等に対する検査拒否・妨害等事犯、停留場所又は隔離場所からの逃走事犯、感染の疑いのある者等と診断した際の医師の届出義務違反等の関係法令違反に関する情報の入手に努め、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。〔生活安全局〕

第4編 新型インフルエンザ等の国内発生早期における措置

第1章 警察庁が実施する事項

第1節 実施体制

第1 対処体制の確立

警察庁は、新型インフルエンザ等が発生した場合又は発生の疑いを把握した場合には、以下の体制で事態への対処に当たる。

1 警察庁対策本部等の設置

(1) 新型インフルエンザ等が発生した場合

長官は、訓令等に定めるところにより、長官又は次長を長とする対策本部を設置する。その設置に当たっては、別に定める基準により、要員に当たる職員を招集する。

また、警察庁は、政府対策本部を始めとする関係機関と緊密に連携する。〔警備運用部〕

(2) 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合

長官は、訓令等に定めるところにより、警備局長を長とする対策本部又は警備第二課長を長とする対策室を設置する。その設置に当たっては、別に定める基準により、要員に当たる職員を招集する。

また、警察庁は、政府対策本部を始めとする関係機関と緊密に連携する。〔警備運用部〕

2 政府対策本部事務局への参集

警察庁は、政府対策本部が設置された場合には、必要に応じて所要の職員を政府対策本部事務局に参集させる。〔警備運用部〕

第2 情報の収集・連絡

1 発生状況の把握と分析

警察庁は、第1に定めるところにより、速やかに対処体制を確立し、関係省庁、関係機関及び都道府県警察から情報を収集・集約し、分析評価を行うとともに、都道府県警察及び関係機関に速報する。〔警備運用部〕

2 休日・夜間における連絡体制の確立

休日・夜間の当直員は、新型インフルエンザ等が国内において発生し、又は発生した疑いがある場合において、当該発生に係る情報を入手したときは、緊急時の連絡手段を用いて警察庁連絡室の担当者へ速報する。〔警備運用部〕

第3 広域的な応援体制の運用

警察庁は、新型インフルエンザ等の発生地域を管轄する都道府県警察の治安維持機能を保持するため、当該都道府県公安委員会から他の都道府県警察に援助の要求が行われる場合には、速やかに感染対策資機材を整えて、警察官等の派遣が行えるよう、都道府県警察への指示及び連絡調整を図る。〔警備運用部〕

第4 業務継続のための執務体制への移行

警察庁は、新型インフルエンザ等が国内で発生した場合には、訓令等に定めるところにより設置された対策本部の決定を経て、新型インフルエンザ等発生時における業務継続計画に定められた体制に移行する。〔各部局〕

第5 都道府県警察における業務継続を確保するための措置

警察庁は、特定の都道府県警察において業務継続が困難になった場合には、全国における発生状況に配意しつつ、速やかに応援派遣に関する指示及び連絡調整を行う。〔警備運用部〕

第6 装備資機材の活用

警察庁は、マスク等の確実な着装による感染対策の徹底を図るとともに、都道府県警察に対し、装備資機材を有効活用した各種警戒活動の実施、感染対策資機材の確実な着装の徹底等を指示し、治安維持機能の保持を図る。

また、感染対策資機材等が適切に活用されるよう、新型インフルエンザ等がまん延する期間や地域に応じて、当該資機材の柔軟な配備を行うとともに、必要に応じてその補充を図る。〔会計課・警備運用部〕

第7 情報通信の確保

1 通信の確保

警察庁は、警察通信施設を適切に運用するため、担当職員の不在に対応した体制を確保する。

また、機動警察通信隊の出動、通信資機材の支援等、都道府県警察の活動に必要な通信の確保のための措置を講ずる。〔技術企画課・通信基盤課〕

2 情報管理機能の確保

警察庁は、各種情報管理システムを適切に運用するため、担当職員の不在に対応した体制を確保する。

また、各種情報管理システムのうち、障害からの復旧に事業者等

との協働が必要なものについては、適切な障害対応を行えるよう、関係事業者等と緊密に連絡をとり、障害の対処体制の確保を図る。

[技術企画課・通信基盤課]

第 8 特定接種の実施

警察庁は、特定接種を行うことが決まった場合は、速やかに接種体制を構築し、特定接種を実施する。 [教養厚生課]

第 2 節 感染対策

第 1 職員の感染対策

1 職員及びその家族に対する感染対策の周知徹底

警察庁は、職員及びその家族に対し、感染対策のための基本的措置の徹底を指導する。また、職員に出勤時の検温を実施させる。

[教養厚生課]

2 職員に対する抗インフルエンザウイルス薬の投与

警察庁は、医療機関及び地方公共団体の衛生主管部局と相互に協力し、感染者等と濃厚接触した場合及びその可能性の高い業務に当たる場合において、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を開始する。 [教養厚生課]

3 職員発症時の対応

警察庁は、職員及びその家族に新型インフルエンザ等の感染が疑われる場合には、医療機関の速やかな受診を勧奨するとともに、他の職員への感染のおそれが高いと認められる職員について、業務に就くことを禁止する。 [教養厚生課]

第 2 留置施設における感染対策

警察庁は、国内及び留置施設における新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、都道府県警察に対し、留置施設における感染対策に必要な情報を提供する。 [総務課]

第 3 その他

1 庁舎管理の実施の徹底

警察庁は、庁舎警備担当者に対し、新型インフルエンザ等の庁内での感染対策に必要な庁舎管理の手順及び感染時の対応を徹底させる。 [会計課]

2 感染対策に関する関係機関・団体への情報提供

警察庁は、関係機関・団体に対し、国内における新型インフルエンザ等の発生状況及び新型インフルエンザ等の感染対策に関する情報を提供し、感染対策の徹底を図る。 [教養厚生課]

3 不特定多数の集まる活動の延期又は中止

(1) 警察庁における措置

警察庁は、警察庁が主催し、又は共催する集会、催事等の不特定多数の人が集まる活動について、国内における新型インフルエンザ等の発生状況に応じて延期し、又は中止する。また、関係機関・団体に対して不特定多数の人が集まる活動の自粛を要請する。
[各部局]

(2) 都道府県警察に対する指導

警察庁は、都道府県警察が主催し、又は共催する集会、催事等の不特定多数の人が集まる活動について、国内における新型インフルエンザ等の発生状況に応じて延期し、又は中止する。また、関係機関・団体に対して不特定多数の人が集まる活動の自粛を要請するよう、都道府県警察に指示する。[各部局]

第3節 水際対策の支援

第1 国際海空港における警戒活動等

1 国際海空港における警戒活動

(1) 関係省庁に対する要請等

警察庁は、国内発生早期において、国外で新型インフルエンザ等が発生している場合には、発生国から外国人や在外邦人の多数が入国することに伴う混乱による不測の事態の防止を図るため、関係省庁に対し、国際海空港管理者等に対する自主警備の強化、事故防止のための施設内の整理等に関する点検・指導を行うよう要請する。

また、国外で新型インフルエンザ等の発生がなく、国内から国外へのまん延防止を図るため、政府対策本部等から感染したおそれがある者等に対し、不要不急の出国の自粛についての勧告（以下「出国自粛勧告」という。）が行われる場合には、関係省庁等との連携を更に強化し、講じられる措置等の情報の把握に努めるとともに、検疫集約港等を始めとした国際海空港における警戒活動を支援するため、入手した最新の情報を、関係都道府県警察に提供する。[警備運用部]

(2) 都道府県警察に対する警戒活動等の指示

警察庁は、発生国から在外邦人が多数帰国すること又は国内から在留外国人が多数出国することに伴う混乱及び出国自粛勧告等に伴う混乱による不測の事態の防止を図るため、関係都道府県警

察に対し、十分な対処体制を確立し、かつ、感染対策を徹底した上で、警戒活動等を実施するよう指示する。

また、大規模な混乱が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに機動隊を集中運用させるなどにより、その沈静化を図るよう指示する。〔警備運用部〕

(3) 都道府県公安委員会からの援助要求に伴う連絡調整

警察庁は、検疫集約港等を始めとした国際海空港及びその周辺において大規模な混乱が発生し、その警戒活動を実施するため、都道府県公安委員会から他の都道府県警察に援助の要求が行われる場合には、新型インフルエンザ等の発生状況等に配慮しつつ、他の地域での警戒活動に支障を来さぬよう、速やかに都道府県警察への必要な指示及び連絡調整を図る。〔警備運用部〕

2 国際海空港の周辺における交通規制

警察庁は、国際海空港の周辺における交通規制を行う必要があると認められるときは、円滑な交通規制の実施に必要な措置及びその際に講ずべき感染対策について、関係都道府県警察を指導する。

また、国際海空港の周辺における交通規制を支援するため、関係省庁と連携を図り、関係省庁から入手した情報を関係都道府県警察に提供する。〔交通局〕

第2 検疫所等における警戒活動

国内発生早期において検疫所等及びその周辺における警戒活動を行う場合は、第3編第1章第3節第2に定める措置を講ずる。

また、検疫体制が縮小される場合は、その情報を関係都道府県警察に提供するとともに、状況に応じた警戒活動の縮小を指示する。

〔警備運用部・交通局〕

第4節 医療活動の支援

第1 医療機関等における警戒活動

1 関係省庁に対する要請等

警察庁は、医療機関等における混乱による不測の事態の発生を防止するため、関係省庁に対して、医療機関での受診等に関する情報提供を活発に行うよう要請する。

また、警察庁は、医療機関等における警戒活動を支援するため、政府対策本部との連携を図り、政府対策本部から入手した最新の情報を、都道府県警察に提供する。〔警備運用部〕

2 都道府県警察に対する警戒活動の指示

警察庁は、医療機関等における混乱による不測の事態の発生を防止するため、都道府県警察に対し、医療機関等の自主警備及び事故防止に必要な施設内の整理状況を把握するとともに、問題点の改善を促すなど、管理者対策を一層徹底するよう指示する。

また、政府対策本部からの支援要請がある場合のほか、必要があると認められる場合には、政府対策本部との連携を図りつつ、都道府県警察に対し、医療機関等及びその周辺における混乱を防止するため、十分な対処体制を確立し、かつ、感染対策を徹底した上で、必要に応じた警戒活動を行うよう指示する。

さらに大規模な混乱が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに機動隊を集中運用させるなどにより、その沈静化を図るよう指示する。〔警備運用部〕

3 都道府県公安委員会からの援助要求に伴う連絡調整

警察庁は、医療機関等及びその周辺において大規模な混乱が発生し、その警戒活動を実施するため、都道府県公安委員会から他の都道府県警察に援助の要求が行われる場合には、新型インフルエンザ等の発生状況等に配慮しつつ、他の地域での警戒活動に支障を来さないよう、速やかに都道府県警察への必要な指示及び連絡調整を図る。〔警備運用部〕

第2 医療機関等の周辺における交通規制

警察庁は、医療機関等の周辺における交通規制を行う必要があると認められる場合は、円滑な交通規制の実施に必要な措置及びその際に講ずべき感染対策について、都道府県警察を指導する。

また、医療機関等の周辺における交通規制を支援するため、関係省庁と連携を図り、関係省庁から入手した情報を都道府県警察に提供する。〔交通局〕

第3 患者搬送の支援

警察庁は、都道府県警察に対し、医療機関、知事部局等関係機関から患者搬送に伴う支援要請を受けた場合は、混乱時における治安維持活動等の業務に支障のない範囲において、感染対策を徹底した上で、必要な支援を行うよう指示する。〔生活安全局・交通局〕

第5節 社会秩序の維持

第1 犯罪の予防一般

1 相談対応を通じた住民等の不安の軽減

警察庁は、都道府県警察の相談対応を支援するため、新型インフ

ルエンザ等の国内における発生状況、感染対策及び関係機関の相談体制等について、関係省庁から入手した最新の情報を、必要に応じて都道府県警察に提供する。〔生活安全局〕

2 混乱に乗じた犯罪の予防に関する取組

警察庁は、新型インフルエンザ等の国内発生時における混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、テレビ、ラジオ、インターネット等各種媒体を活用した広報啓発活動を推進するよう、都道府県警察に指示する。〔生活安全局・サイバー警察局〕

第2 各種犯罪の捜査

1 関係法令違反の取締り

警察庁は、各都道府県警察を通じて、検疫集約港等を始めとした国際海空港の検疫所における感染者等に係る検疫所長等に対する検査拒否・妨害等事犯、停留場所又は隔離場所からの逃走事犯、感染者等と診断した際の医師の届出義務違反等の関係法令違反に関する情報を集約し、悪質な事犯に対しては取締りを徹底するよう、都道府県警察に指示する。〔生活安全局〕

2 混乱に乗じた犯罪の取締り

警察庁は、新型インフルエンザ等に対する効能効果をうたった医薬品の無許可販売事犯に係る薬事関係事犯、訪問販売等に係る特定商取引事犯その他生活経済関係法令違反等の新型インフルエンザ等の国内発生時における混乱に乗じた犯罪に関する情報を収集し、地域住民の不安をあおり、混乱を助長するなど悪質な事犯に対しては取締りを徹底するよう、都道府県警察に指示する。〔生活安全局・刑事局・組織犯罪対策部・警備局・サイバー警察局〕

第3 混乱時における措置

警察庁は、都道府県警察に対して、新型インフルエンザ等が国内でまん延するほか、まん延防止のために講じられる各種対策への不満等に起因する社会的混乱が発生し、又は発生するおそれがある場合には、当該事態の収拾を図るため、組織の総合力を発揮して、感染対策を徹底した上で、機動隊の活用を含め、必要な治安維持活動を行うよう指示する。〔警備運用部〕

第6節 新型インフルエンザ等緊急事態措置に対する支援等

第1 職員の派遣要請

警察庁は、特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等緊急事

態宣言がされ、特措法第42条に規定する特定都道府県知事等又は特定市町村等から特措法第4章に定める措置（以下「緊急事態措置」という。）の実施につき、職員の派遣要請を受けた場合は、所掌事務又は業務の遂行に著しい支障がない限り、適任と認められる職員を派遣する。〔各部局〕

第2 感染を防止するための協力要請等に対する支援

警察庁は、特定都道府県知事が、特措法第45条第2項に規定する多数の者が利用する施設に対する使用制限等（以下「使用制限等」という。）を要請した場合に伴う混乱等による不測の事態の防止を図るため、都道府県警察に対し、十分な対処体制を確立し、かつ、感染対策を徹底した上で、警戒活動等を実施するように指示する。〔警備運用部〕

第3 住民に対する予防接種に対する支援

警察庁は、特措法第46条に基づく予防接種（以下「住民接種」という。）が行われる際、接種会場及びその周辺における混乱等による不測の事態の防止を図るため、都道府県警察に対し、十分な対処体制を確立し、かつ、感染対策を徹底した上で、警戒活動等を実施するように指示する。〔警備運用部・交通局〕

第4 臨時医療施設に対する警戒

警察庁は、特定都道府県知事が、特措法第48条に規定する臨時の医療施設（以下「臨時医療施設」という。）を開設した場合は、第4節に定める措置を講ずる。〔警備運用部・生活安全局・交通局〕

第5 緊急物資の運送に対する支援

警察庁は、特措法で定める医薬品、食品、医療機器等（以下「緊急物資」という。）の運送等に関し、関係省庁と連携を図るとともに、特定都道府県知事から都道府県警察に対して支援要請があった場合は、これに的確に対応するよう指示する。〔警備運用部・生活安全局・交通局〕

第6 新型インフルエンザ等の患者等の権利利益の保全等に関する業務

警察庁は、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼしている場合には、国家公安委員会所管法令について、特措法により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「権利利益特措法」という。）に基づく措置について検討し、行政上の権利利益に係る満了日の延長の措

置の対象となる権利利益の措置その他の措置を行う。この場合において、都道府県警察に対して運用上留意すべき事項等につき、必要な指示をする。〔企画課・生活安全局・交通局・教養厚生課〕

第7節 重点的感染拡大防止策の支援

警察庁は、政府対策本部において重点的感染拡大防止策の実施が決定された場合は、関係都道府県警察に対し、都道府県による外出自粛の要請及び抗インフルエンザウイルス薬や救援物資の配布に伴う混乱による不測の事態の防止のため、十分な対処体制を確立し、警戒活動を実施するよう指示する。〔警備運用部〕

第2章 都道府県警察が実施する事項

第1節 実施体制

第1 都道府県警察対策本部等の設置

都道府県警察は、新型インフルエンザ等が国内で発生した場合には、警察庁対策本部等及び知事部局等関係機関との連携を図り、事態を的確に把握して新型インフルエンザ等対策及び治安の維持を確保するため、都道府県警察対策本部等を設置する。

また、都道府県警察によっては、管轄区域において新型インフルエンザ等が未発生である場合もあることから、都道府県警察対策本部等に従事する職員の招集・参集に当たっては、その状況に応じて柔軟かつ的確に対応する。〔警備運用部〕

第2 情報の収集・連絡

1 発生状況の把握と分析

都道府県警察は、新型インフルエンザ等が国内において発生し、又は発生した疑いがある場合には、知事部局等関係機関から情報を収集・集約し、分析評価を行うとともに、警察庁へ速報する。〔警備運用部〕

2 休日・夜間における連絡体制の確立

休日・夜間の当直員は、新型インフルエンザ等が国内において発生した場合において、当該発生に係る情報を入手したときは、緊急時の連絡手段を用いて都道府県警察対策本部等の担当者及び警察庁へ速報する。〔警備運用部〕

第3 業務継続のための執務体制の確立

都道府県警察は、新型インフルエンザ等が国内で発生した場合には、都道府県警察対策本部等の決定を経て、業務継続計画に定められた体制に移行する。〔各部局〕

第4 装備資機材の活用

都道府県警察は、装備資機材を有効活用した各種警戒活動の実施、感染対策資機材の確実な着装の徹底等による感染対策を図り、治安維持機能の保持を図る。

また、感染対策資機材等が適切に活用されるよう、新型インフルエンザ等がまん延する期間や地域に応じて当該資機材の柔軟な配備を行うとともに、必要に応じて、その補充を図る。〔会計課・警備運用部〕

第5 情報通信の確保

1 通信の確保

都道府県警察は、各都道府県情報通信部と連携して通信の確保に努める。〔技術企画課・通信基盤課〕

2 情報管理機能の確保

都道府県警察は、各種情報管理システムを適切に運用するため、担当職員の不在に対応した体制を確保する。

また、各種情報管理システムのうち、障害からの復旧に事業者等との協働が必要なものについては、適切な障害対応を行えるよう、関係事業者等と緊密に連絡をとり、障害の対処体制の確保を図る。

〔技術企画課・通信基盤課〕

第2節 感染対策

第1 職員の感染対策

1 職員及びその家族に対する感染対策の周知徹底

都道府県警察は、職員及びその家族に対し、感染対策のための基本的措置の徹底を指導する。また、職員に対しては、出勤時の検温を実施させる。〔教養厚生課〕

2 職員に対する抗インフルエンザウイルス薬投与の実施

都道府県警察は、医療機関及び地方公共団体の衛生主管部局と相互に協力し、感染者等と濃厚接触した場合及びその可能性の高い業務に当たる場合において、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を開始する。〔教養厚生課〕

3 職員発症時の対応

都道府県警察は、職員及びその家族に新型インフルエンザ等の感染が疑われる場合には、医療機関の速やかな受診を勧奨するとともに、他の職員への感染のおそれが高いと認められる職員について、業務に就くことを禁止する。〔教養厚生課〕

第2 留置施設における感染対策

1 留置業務担当者に対する感染対策の周知徹底

都道府県警察は、国内及び留置施設における新型インフルエンザ等の発生状況に応じて、第3編第2章第2節第2に定める措置に加えて、次の措置を講ずる。

- (1) 留置開始時の身体検査、所持品検査等に従事する職員には、マスク及び手袋を着用させ、当該業務終了後は、手洗い、うがい及び消毒を行わせる。

面会の受付を行う職員には、対応時にマスクを着用させ、面会

受付時において、発熱、せき等の症状の有無、感染者等との接触の機会の有無等を面会人に確認し、症状がある面会人又は感染者等と接触の機会があった面会人にマスクの着用を求め、その着用を拒否した面会人には面会を断るなど、面会人から被留置者への感染の予防に必要な措置を講ずる。

- (2) 工事業者等については、あらかじめ、症状がある者又は感染者等と接触の機会があった者の施設内への立入りの自粛を要請する。
- (3) 必要に応じて、運動、入浴又は集中護送の中止を検討する。
- (4) 発生地域においては、発生状況に応じて、職員及び被留置者に対し、手洗い、うがい、消毒及びマスクの着用を行わせる。〔総務課〕

2 感染が疑われる場合の報告

都道府県警察は、被留置者又は職員が感染者等となった場合には、速やかに警察庁へ報告を行う。〔総務課〕

3 感染者等の隔離及び早期診療

都道府県警察は、被留置者が感染者等となった場合には、第2編第2章第2節第2に定める対応方策に従い、感染者等となった被留置者の診療及び隔離等の措置を講ずる。

また、職員が感染者等となった場合は、当該職員に対し、医療機関の速やかな受診を指示し、感染者と診断された場合は治療に専念させるなど、職員から被留置者への感染防止に必要な措置を講ずる。〔総務課〕

4 感染者等の庁舎内行動経路の確認及び消毒

都道府県警察は、感染者等の庁舎内における行動経路を確認し、滞在した場所や頻繁に接触したと考えられる箇所については、必要な消毒を行う。〔総務課〕

5 感染者等との接触者の検診

都道府県警察は、被留置者又は職員が感染者等となった場合には、職員及び他の被留置者に健康診断を受けさせる。

また、感染者等と濃厚接触があった職員については、抗インフルエンザウイルス薬の投与を受けるよう指示する。〔総務課〕

第3 その他

1 庁舎管理の実施の徹底

都道府県警察は、庁舎警備担当者に対し、新型インフルエンザ等の庁内での感染に必要な庁舎管理の手順及び感染時の対応を徹底さ

せる。〔会計課〕

2 感染対策に関する関係機関・団体への情報提供

都道府県警察は、関係機関・団体に対し、国内における新型インフルエンザ等の発生状況に関する情報を提供し、新型インフルエンザ等感染対策の徹底を図る。〔教養厚生課〕

3 不特定多数の集まる活動の延期又は中止

都道府県警察は、都道府県警察が主催し、又は共催する集会、催事等の不特定多数の人が集まる活動について、国内における新型インフルエンザ等の発生状況に応じて延期し、又は中止する。また、関係機関・団体に対して不特定多数の人が集まる活動の自粛を要請する。

さらに、これらの措置について広報を行い、住民への周知を図る。
〔各部局〕

第3節 水際対策の支援

第1 国際海空港における警戒活動等

1 国際海空港における警戒活動

(1) 関係機関からの支援要請等に伴う警戒活動の実施

都道府県警察は、国内発生早期において、国外で新型インフルエンザ等が発生している場合には、発生国から外国人や在外邦人の多数が入国することに伴う混乱等による不測の事態の防止を図るため、国際海空港等の関係機関における自主警備及び事故防止に必要な施設内の整理状況を把握し、問題点の改善を促すなど、管理者対策を一層徹底する。

また、発生国から在外邦人が多数帰国すること、又は国内から在留外国人が多数出国することに伴う混乱及び出国自粛勧告に伴う混乱による不測の事態の防止を図るため、警察庁からの指示や関係機関等から支援要請がある場合のほか、必要があると認められる場合には、十分な対処体制を確立し、かつ、感染対策を徹底した上で、警戒活動を実施する。〔警備運用部〕

(2) 機動隊の運用

都道府県警察は、水際対策に伴い大規模な混乱が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察庁へ速報するとともに、関係機関との連携を強化して、感染対策を徹底した上で、速やかに機動隊を集中運用するなどにより、その沈静化を図る。〔警備運用部〕

2 国際海空港の周辺における交通規制

都道府県警察は、国際海空港の周辺における交通規制を行う必要があると認められるときは、感染対策を徹底した上で、円滑な交通規制を実施する。

また、交通規制を実施したときは、速やかに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。〔交通局〕

第2 検疫所等における警戒活動

都道府県警察は、国内発生早期において、検疫所等及びその周辺における警戒活動を行う場合は、第3編第2章第3節第2に定める措置を講ずる。

また、検疫体制が縮小される場合は、その状況に応じ各種警戒活動等を縮小する。〔警備運用部・交通局〕

第4節 医療活動の支援

第1 医療機関等における警戒活動

1 医療機関関係者等との連携の強化

都道府県警察は、医療機関等における警戒活動の実施に備え、医療機関管理者等との連携を確認及び強化する。〔警備運用部〕

2 関係機関からの支援要請等に伴う警戒活動の実施

都道府県警察は、医療機関等における混乱や不測の事態の発生を防止するため、医療機関等の自主警備及び事故防止に必要な施設内の整理状況を把握するとともに、問題点の改善を促すなど、管理者対策を一層徹底する。

また、都道府県警察は、医療機関等及びその周辺における混乱を防止するため、警察庁からの指示や関係機関からの支援要請がある場合のほか、必要があると認められる場合には、十分な対応体制を確立し、かつ、感染対策を徹底した上で、必要に応じた警戒活動を行う。〔警備運用部〕

3 機動隊の運用

都道府県警察は、医療機関等及びその周辺における大規模な混乱が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察庁へ速報するとともに、関係機関との連携を強化して、感染対策を徹底した上で、速やかに機動隊を集中運用するなどにより、その沈静化を図る。

〔警備運用部〕

第2 医療機関等の周辺における交通規制

都道府県警察は、医療機関等の周辺における交通規制を行う必要があると認められる場合は、感染対策を徹底した上で、円滑な交通規制を実施する。

また、交通規制を実施した場合は、通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、速やかに住民、運転者等に周知徹底を図る。〔交通局〕

第3 患者搬送の支援

都道府県警察は、医療機関、知事部局等関係機関から患者搬送に伴う支援要請を受けた場合は、混乱時における治安維持活動等の業務に支障のない範囲において、感染対策を徹底した上で、必要な支援を行う。〔生活安全局・交通局〕

第5節 社会秩序の維持

第1 犯罪の予防一般

1 相談対応を通じた住民等の不安の軽減

都道府県警察は、住民等からの相談について親身に対応するとともに、必要に応じて適切な相談窓口を教示できるよう、関係機関との連携を確認し、強化するなどにより、住民等の不安の軽減に努める。〔生活安全局〕

2 混乱に乗じた犯罪の予防に関する取組

都道府県警察は、新型インフルエンザ等国内発生時における混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、これらの犯罪情報の集約に努めるとともに、テレビ、ラジオ、インターネット等各種媒体を活用した広報啓発活動を推進する。〔生活安全局・サイバー警察局〕

第2 各種犯罪の捜査

1 関係法令違反の取締り

都道府県警察は、国際海空港の検疫所における感染者等に係る検疫所長等に対する検査拒否・妨害等事犯、停留場所又は隔離場所からの逃走事犯、感染者等と診断した際の医師の届出義務違反等の関係法令違反に関する情報入手に努め、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。〔生活安全局〕

2 混乱に乗じた犯罪の取締り

都道府県警察は、新型インフルエンザ等に対する効能効果をうたった医薬品の無許可販売事犯に係る薬事関係事犯、訪問販売等に係る特定商取引事犯その他の生活経済関係法令違反等の新型インフル

エンザ等の国内発生時における混乱に乗じた犯罪に関する情報入手に努め、地域住民の不安をあおり、混乱を助長するなど悪質な事犯に対する取締りを徹底する。〔生活安全局・刑事局・組織犯罪対策部・警備局・サイバー警察局〕

第3 混乱時における措置

都道府県警察は、新型インフルエンザ等が国内でまん延するほか、まん延防止のために講じられる各種対策への不満等に起因する社会的混乱が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察庁への報告連絡及び知事部局等との連携を強化し、組織の総合力を発揮して混乱の沈静化を図るなど、治安の維持確保を強力に推進していく。〔各部局〕

第6節 緊急事態措置に対する支援等

第1 特定都道府県知事等からの応援の要求に対する対応

都道府県警察は、当該都道府県公安委員会に対して、特措法第39条に規定する特定都道府県知事等からの応援の要求があった場合には、警察庁に速報するとともに、調整を受け、必要な職員を派遣する。〔各部局〕

第2 感染を防止するための協力要請等に対する支援

都道府県警察は、使用制限等を要請した場合に伴う混乱等による不測の事態の防止を図るため、当該施設の管理者等に対して、自主警備及び問題点の改善点を促すなど、管理者対策を徹底し、状況に応じた警戒活動等を実施する。〔警備運用部〕

第3 住民接種に対する支援

都道府県警察は、住民接種が行われる際、接種会場及びその周辺における混乱等による不測の事態の防止を図るため、市町村と連携を図り、十分な対処体制を確立し、かつ、感染対策を徹底した上で、警戒活動等を実施する。〔警備運用部・交通局〕

第4 臨時医療施設に対する警戒

都道府県警察は、臨時医療施設に対して、第4節に定める措置を講ずる。〔警備運用部・生活安全局・交通局〕

第5 緊急物資の運送に対する支援

都道府県警察は、緊急物資の運送等に対して支援要請があった場合は、これに的確に対応する。〔警備運用部・生活安全局・交通局〕

第6 新型インフルエンザ等の患者等の権利利益の保全等に関する業務

都道府県警察は、特措法により準用される権利利益特措法に基づく措置に係る事務処理に的確に対応する。〔企画課・生活安全局・交通局・教養厚生課〕

第7節 重点的感染拡大防止策の支援

第1 重点的感染拡大防止策の実施に伴う実態把握

都道府県警察は、重点的感染拡大防止策の実施が決定された場合は、知事部局等関係機関と連携し、対象地域の現状を把握する。〔警備運用部〕

第2 対象地域における警戒活動

都道府県警察は、重点的感染拡大防止策の実施が決定された場合は、都道府県による外出自粛の要請及び抗インフルエンザウイルス薬や救援物資の配布に伴う混乱による不測の事態の防止のため、十分な対処体制を確立し、警戒活動を実施する。〔警備運用部〕

第5編 新型インフルエンザ等の国内感染期における措置

第1章 警察庁が実施する事項

第1節 実施体制

警察庁は、第4編第1章第1節に定める措置を講ずる。〔各部局〕

第2節 感染対策

警察庁は、第4編第1章第2節に定める措置を講ずる。〔各部局〕

第3節 水際対策の支援

警察庁は、基本的対処方針により、国内感染期においても、水際対策の支援を行う必要がある場合は、第4編第1章第3節に定める措置を講ずる。〔警備運用部・交通局〕

第4節 医療活動の支援

警察庁は、第4編第1章第4節に定める措置を講ずる。〔警備運用部・生活安全局・交通局〕

第5節 多数死体取扱いに当たっての措置

第1 多数死体取扱いに当たっての医師及び関係機関等との連携

警察庁は、多数死体の取扱いに当たって、関係機関等との連携を図るとともに、都道府県警察に対し、医師及び関係機関等と緊密な連携を図るよう指示する。〔刑事局〕

第2 多数死体の調査の実施

警察庁は、多数死体の取扱いに当たって、都道府県警察に対し、感染対策を徹底した上で、多数死体取扱手順に基づき死体の調査を実施するよう指示する。〔刑事局〕

第6節 社会秩序の維持

警察庁は、第4編第1章第5節に定める措置を講ずる。〔生活安全局・刑事局・組織犯罪対策部・警備局・警備運用部・サイバー警察局〕

第7節 緊急事態措置に対する支援等

警察庁は、第4編第1章6節に定める措置を講ずる。〔各部局〕

第2章 都道府県警察が実施する事項

第1節 実施体制

都道府県警察は、第4編第2章第1節に定める措置を講ずる。

また、都道府県によっては、地域未発生期、又は地域発生早期の状態もあるので、緊急時の職員の招集・参集及び事態の対処に当たっては、その状況に応じて柔軟かつ的確に対応する。〔各部局〕

第2節 感染対策

都道府県警察は、第4編第2章第2節に定める措置を講ずる。

〔各部局〕

第3節 水際対策の支援

都道府県警察は、国内感染期においても、水際対策の支援を行う必要がある場合は、第4編第2章第3節に定める措置を講ずる。

〔警備運用部・交通局〕

第4節 医療活動の支援

都道府県警察は、第4編第2章第4節に定める措置を講ずる。

〔警備運用部・生活安全局・交通局〕

第5節 多数死体取扱いに当たっての措置

第1 多数死体取扱いに当たっての医師及び関係機関等との連携

都道府県警察は、感染対策を徹底した上で、多数死体の取扱いに当たって、医師及び関係機関等との緊密な連携を図る。〔刑事局〕

第2 多数死体の調査の実施

都道府県警察は、多数死体取扱手順に基づき死体の調査を実施する。〔刑事局〕

第6節 社会秩序の維持

都道府県警察は、第4編第2章第5節に定める措置を講ずる。

〔生活安全局・刑事局・組織犯罪対策部・警備局・警備運用部・サイバー警察局〕

第7節 緊急事態措置に対する支援等

都道府県警察は、第4編第2章第6節に定める措置を講ずる。

〔各部局〕

第6編 小康期における措置

第1章 警察庁が実施する事項

警察庁は、新型インフルエンザ等の国内における患者の発生が減少するなど小康状態になった場合は、引き続き職員及び被留置者の感染対策の徹底及び社会秩序の維持に努めるとともに、国内における感染の状況に応じて、順次職員を通常業務に復帰させる。〔教養厚生課・総務課・警備運用部〕

また、再度の国内発生に備え、国内発生早期から国内感染期までにおける対応の分析及び評価を行い、必要な改善を図った上で、第2編に定める措置を講ずる。

第2章 都道府県警察が実施する事項

都道府県警察は、新型インフルエンザ等の国内における患者の発生が減少するなど小康状態になった場合は、引き続き職員及び被留置者の感染対策の徹底及び社会秩序の維持に努めるとともに、各地域における感染の状況に応じて、順次職員を通常業務に復帰させる。〔教養厚生課・総務課・警備運用部〕

また、再度の国内発生に備え、国内発生早期から国内感染期までにおける対応の分析及び評価を行い、必要な改善を図った上で、第2編に定める措置を講ずる。

第7編 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

第1章 目的

鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、濃厚接触することにより鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染し、発症する例が見受けられる。鳥インフルエンザウイルスは、他の動物のインフルエンザウイルスに比べて変異しやすいとされており、変異の結果、人に容易に感染する特性を有して新型インフルエンザとなる可能性が高いものである。このため、鳥インフルエンザの発生は社会不安を惹起するおそれがあり、新型インフルエンザ等対策に準じて適切に対処する必要がある。

よって、本編を設け、警察庁及び都道府県警察が実施する措置をあらかじめ定め、事案発生時における迅速かつ的確な対処を行うこととし、もって、国民の生命、身体及び財産の安全の確保を図ることとする。

第2章 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対策

第1節 これまでに人への感染例のない鳥インフルエンザウイルスの人での発症が国外で認められた場合における措置

第1 警察庁が実施する事項

警察庁は、関係省庁と連携し、情報収集・共有分析を行い、都道府県警察に積極的に情報提供する。〔警備運用部〕

また、発生国から外国人や在外邦人の多数が入国することも予想されることから、検疫集約港等を始めとした国際海空港における警戒活動を支援するため、関係省庁との連携を図り、入手した情報を都道府県警察に提供する。〔警備運用部〕

第2 都道府県警察が実施する事項

都道府県警察は、警察庁及び知事部局等関係機関と連携を図り、関連情報を入手した場合には、警察庁に報告する。〔警備運用部〕

また、発生国から外国人や在外邦人の多数が入国することも予想されることから、警察庁からの指示や関係機関等から支援要請がある場合のほか、必要と認められる場合には、検疫集約港等を始めとした国際海空港における警戒活動を行う。〔警備運用部〕

第2節 国内で鳥インフルエンザが人で発症した場合における措置

第1 警察庁が実施する事項

1 対策室の設置

長官は、訓令等に定めるところにより、警備第二課長を長とする対策室（以下「警察庁対策室」という。）を設置する。ただし、鳥インフルエンザを発症した人の感染場所が国外であることが明らか

である場合は、当該鳥インフルエンザウイルスの病原性・感染力を考慮して、警察庁対策室の設置を判断する。〔警備運用部〕

2 新型インフルエンザ等の国内発生早期における措置に準じた対応

警察庁は、第4編第1章に掲げる措置のうち、第1節第2（情報の収集・連絡）、第6（装備資機材の活用）及び第7（情報通信の確保）並びに第2節第1の1（職員及びその家族に対する感染対策の周知徹底）及び第2（留置施設における感染対策）並びに第4節第1（医療機関等における警戒活動）並びに第5節第1（犯罪の予防一般）及び第2（各種犯罪の捜査）を行う。

第2 都道府県警察が実施する事項

1 都道府県警察対策本部等の設置

都道府県警察は、管轄区域内で鳥インフルエンザの人での発症を確認した場合には、警察庁対策室及び知事部局等関係機関との連携を図り、都道府県警察対策本部等を設置する。ただし、鳥インフルエンザを発症した人の感染場所が国外であることが明らかである場合は、当該鳥インフルエンザウイルスの病原性・感染力を考慮して、都道府県警察対策本部等の設置を判断する。〔警備運用部〕

2 新型インフルエンザ等の国内発生早期における措置に準じた対応

都道府県警察は、第4編第2章に掲げる措置のうち、第1節第2（情報の収集・連絡）、第4（装備資機材の活用）及び第5（情報通信の確保）並びに第2節第1の1（職員及びその家族に対する感染対策の周知徹底）及び第2（留置施設における感染対策）並びに第4節第1（医療機関等における警戒活動）並びに第5節第1（犯罪の予防一般）及び第2（各種犯罪の捜査）を行う。

第3章 防疫措置の支援

第1節 警察庁が実施する事項

1 防疫措置実施地域における警戒活動等

警察庁は、防疫措置（家きんに鳥インフルエンザが発生した場合において、感染の拡大を防止するために都道府県を始めとした関係機関が実施する家きんの殺処分、鳥小屋の消毒その他の措置をいう。）の実施に備え、知事部局等関係機関との連携体制を整備するよう、都道府県警察に対し指示する。

また、警察庁は、防疫措置を実施する関係機関から支援を要請された場合には、関係省庁と連携を図りつつ、関係都道府県警察に対し、感染対策を徹底した上で、必要に応じた警戒活動を行うよう指

示する。〔警備運用部〕

2 防疫措置実施地域周辺における交通規制等

警察庁は、防疫措置が実施される場合において、防疫措置実施地域周辺における交通規制を行う必要があると認められるときは、円滑な交通規制の実施に必要な措置及びその際に講ずべき感染対策について、関係都道府県警察を指導する。

また、防疫措置実施地域周辺における交通規制を支援するため、関係省庁との連携体制を整備するとともに、関係省庁から入手した情報を関係都道府県警察に提供する。〔交通局〕

第2節 都道府県警察が実施する事項

1 防疫措置実施地域における警戒活動等

都道府県警察は、防疫措置を支援するための警戒活動の実施に備え、平素から知事部局等関係機関との連携を確認・強化する。

また、関係都道府県警察は、防疫措置が実施される場合において、防疫措置に伴う混乱の発生を防止するため、警察庁及び知事部局等関係機関との報告、連絡調整及び連携を図りつつ、感染対策を徹底した上で、必要に応じた警戒活動を行う。〔警備運用部〕

2 防疫措置実施地域周辺における交通規制

関係都道府県警察は、知事部局等関係機関による防疫措置が実施される場合において、防疫措置実施地域周辺における交通規制を行う必要があると認められるときは、十分な感染対策を講じた上で、円滑な交通規制を実施する。〔交通局〕

第8編 国家公安委員会が実施する事項

第1 国家公安委員会の招集

国家公安委員会委員長は、新型インフルエンザ等又は鳥インフルエンザの発生に関する事態に応じ、必要と認められる場合には、速やかに国家公安委員会を招集するものとする。

第2 大綱方針の策定

国家公安委員会は、警察庁又は都道府県警察において第2編から第7編に掲げる措置が適切に行われるよう、警察法第5条第4項各号に掲げる事務についての運営の大綱方針を定めるものとする。

第3 緊急事態の布告の勧告等

1 緊急事態の布告

国家公安委員会は、新型インフルエンザ等の全国的まん延等の際し、必要があると認められるときは、警察法第71条第1項の規定に基づき、内閣総理大臣に対し、緊急事態の布告の勧告を行う。

2 内閣総理大臣に対する助言

国家公安委員会は、緊急事態の布告が発せられたときは、警察法第75条の規定に基づき、内閣総理大臣に対し、同法第6章に規定する内閣総理大臣の職権の行使について、必要な助言を行う。